

新・生活様式対応支援事業費補助金（ガイドライン対応型）【応募要領】

新型コロナからの経済回復に向け、町民が安心して飲食や買い物を楽しむことができる環境を整えるため、法人又は個人事業者が「新しい生活様式への対応」に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 補助対象者

町内に店舗、事業所があり「飲食業、宿泊業、旅行業、小売業、道路旅客運送業、運転代行業、生活関連サービス業」を営む法人又は個人事業者で「新しい生活様式」へ対応した環境整備を行うもの。

ただし、次の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を偽装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりをも有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

※ 同一の事業について、国や県、市町村等が助成する他の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費が重複しないこととする。

2 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 10/10以内
(2) 補助金額 : 2万円～10万円

※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。

- (3) 補助対象経費 : 「新しい生活様式への対応」「3密を避けるための非接触型・非対面型ビジネスモデルの構築」に係る下記の経費
(消費税及び地方消費税を除く。)

○補助対象とする経費

経費区分	説明
①機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費
②システム構築費	E C販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費
③衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）の購入経費
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費
⑤外注費	上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

※ 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

※ マスク、消毒液については、期間内に使用するものについてのみ該当します。

3 補助事業実施期間

- (1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和2年12月25日（金）まで

4 応募手続き

- (1) 応募受付先
白鷹町商工会

- (2) 応募期間
9月15日（火）から12月25日（金）＜受付先必着＞

※事業の応募は、事業完了後、(3)の提出書類を提出ください。

- (3) 提出書類【1部】

- ① 白鷹町新・生活様式対応支援事業費補助金（ガイドライン対応型）
交付申請書兼実績報告書（様式1）
- ② 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し（契約書、領収書（内容記載のあるもの）、写真（可能な限り）、宣言書
- ③ 補助金を振り込む口座のカタカナ名義と口座番号が記載されたページの写し

5 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、審査を行ったうえで、補助金の交付を決定します。

(2) 結果の通知

審査結果は様式2または、様式3により通知します。

6 スケジュール（予定）

	実施時期
申請受付	9月15日（火）～12月25日（金）
交付決定	申請受付から概ね1週間後

7 補助金の支払い

補助金の支払いは、事業完了後の精算払とします。

8 その他

- (1) 補助事業実施期間は、交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（火）（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和2年12月25日（金）までとなります。補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りします。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。